

令和7年度 堺市障害者自立支援協議会

第3回 地域生活支援部会 議事概要

日時 令和7年12月22日(月) 9:30~11:30
場所 堺市役所本館地下1階 会議室A
出席者 林(施設部会)、増淵(こころの窓)、築山(障友会)、赤石沢(堺あすなろ会)、
上田(堺市相談支援専門員協会)、永吉(総合相談情報センター)、福井(東区基幹)
齋藤、波元、岩橋(障害施策推進課)、中野、森(障害支援課)、上田(総合相談情報センター)
ゲスト 三枝(障害者更生相談所)、早川(南区地域福祉課)
欠席者 なし
傍聴 0名

1 第2回の議論の振り返りと課題について (資料1)

(事務局) 資料1に沿って、前回の意見の整理、現状の課題と方向性を共有

2 障害福祉サービス未利用者(療育手帳所持者)の緊急時における整理

(障害者更生相談所・地域福祉課) 障害福祉サービス未利用者(療育手帳所持者)の緊急時における整理を行うにあたり共有が必要である、療育手帳の申請手続業務及び判定業務についての業務内容、障害福祉サービス未利用者への関わりについて説明。

- ・ 堺市では18歳未満は子ども相談所、18歳以上は障害者更生相談所が判定を担当し、手帳の発行は障害者更生相談所が実施。申請は区地域福祉課で受付。
- ・ 新規申請や児者切替時は面談・実判定を実施。
- ・ 更新期間は原則5年ごとだが、堺市では現在50歳以降は判定不要となっている。
- ・ 療育手帳制度は全国統一ではなく、判定方法や更新期間に自治体差がある。
- ・ 業務負担軽減の観点で判定業務の整理の検討が進む一方、適切な支援につながらないリスクへの懸念がある。
- ・ 療育手帳申請後は地域福祉課において、障害福祉サービスの調査同行、自宅訪問等で本人の状況把握を行う。
- ・ 障害福祉サービス未利用者は本人・家族ともに支援を拒否するケースが少なくないため、興味を示しそうな情報提供を入口に、訪問を重ねながら関係性を構築している。
- ・ 緊急時にはショートステイ等の調整を行うこともあるが、障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹」という。)を含めた他機関との連携が重要であるため、他機関へのつながりも意識している。
- ・ 担当者異動や人員体制等により対応のばらつきが生じてしまわないように、安定した支援につながる仕組み化の必要性を感じている。

<意見交換・質問等>

- ・ (委員) 50代は、一般就労している方(障害福祉サービス未利用者)も生活や就労が困難となり、家族も支えられず支援介入が必要なケースが増加。本人と繋がり続けている地域活動支援センター(以下、地活という。)からの

連絡で相談支援専門員が介入するケースが増えている。その際に、地活と相談支援専門員とで訪問する場合もある。

- ・（委員）相談支援専門員が関与している場合は、緊急時の受入れ調整が円滑に進むように感じる。相談先がない方は、安全性の確保ができない可能性から対応が難しい場合もある。特に夜間は相談先に問い合わせることができないこともあり、対応が難しい。
 - ・（委員）支援が必要なサービス未利用者のリストアップや情報共有する体制は取れているのか。療育手帳の更新期間や最終更新時期が変更になると大きな影響が出る。
- （地域福祉課）全員に同様の対応ができる体制は難しく、状況や人員体制等で左右されてしまう。安定的に支援につながるように仕組み化されると良いと思う。
- ・ 50代で就労が困難となる状況とは？
- （委員）50代になると就労継続が難しくなり、A型事業所の利用や自宅待機に移行するケースが見られるため、地活の余暇支援を通じた状況把握が重要となる。
- ・（更生相談所）先天性であることが前提であるため、50代以降は療育手帳の判定を行わないが、現在の運用には色々な意見があると認識している。支援の必要性が高い療育手帳Aの人は概ねサービス利用に繋がっている一方、未利用者を見逃す可能性も指摘されている。特に療育手帳B1・B2で就労歴のある人の中には50代以降に在宅志向となる例もあり、療育手帳の更新について慎重に検討する必要性を感じた。

3 千葉市の地域生活支援拠点等事業の取組について～オンライン視察の報告～ 資料2

（事務局）資料2に沿って、千葉市の地域生活支援拠点等事業の取組について説明。

- ・（副部会長）拠点コーディネーターについては、地域自立支援協議会の作成部会で議論を重ね、基幹や計画相談支援事業所の役割が明確化されていた。拠点コーディネーターがサービス利用のない方、セルフプランの方を次に繋いでいく取組がなされ、緊急時対応は、緊急にならないように予防策に尽力していた。
- ・（委員）千葉市では社会福祉法人が基幹の機能を担い、シェルターなどの受入体制を法人内で確保している点に強みがある。また、緊急時のフローチャートを作成し対応を可視化していたことも分かりやすいと感じた。
- ・（委員）千葉市は基幹を受託する法人間での連携に工夫が見られたが、堺市は1法人で担う強みがある。計画相談支援事業所のケース対応をバックアップする仕組みを整備することで、予防的視点での助言が可能となり、事業周知以上の効果が期待できるのではと感じた。
- ・（事務局）千葉市はこれまでの関係性をうまく積み重ねているため、堺市も今あるものをうまく繋ぎ合わせていければと思った。また、予防的支援では、女性相談、生活困窮との連携も行っていた。その視点も大切ではないか。
- ・（部会長）関係機関との連携により夜間の緊急連絡が発生しないよう事前調整を行い、行政との信頼関係のもと柔軟な対応が可能となっている。緊急対応の登録制は採っておらず、必要に応じて拠点コーディネーターがアセスメントを実施しているよう。
- ・（委員）千葉市も地域定着支援等で緊急時対応を担っている部分があると思われ、堺市の計画相談支援事業所が拠点等の役割の中で担える部分は地域定着支援等ではないか。また、一人事業所の多い堺市は、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）（Ⅱ）が複数事業所で取得できるようにできるような体制作りが必要ではないか。
- ・（部会長）計画相談支援事業所、基幹の協力体制や拠点コーディネーターの効果的な機能方法を検討が必要。
- ・（委員）千葉市は基幹と計画相談事業所の両方に力量があって連携していると思われる。予防的視点を導入していくことと同時に、ショートステイの使いやすさや、緊急時かけつけ等事業のことも発展させていくことが必要。

- ・（委員）緊急の相談がここ数か月は落ち着いており、緊急の際に自宅で過ごせるように相談支援専門員がコーディネートしてくれているように思う。緊急時かけつけ等事業も、移送がなくてもかけつけて落ち着いた場合（移送無し）も、算定できるようになっている。
- ・（委員）千葉市の拠点コーディネーターの報酬はどうなっているか聞きたい。
- ・（事務局）基幹の委託業務として拠点コーディネーターの業務内容を位置づけしており、夜間緊急対応の部分も委託料の中に含まれていると考えられる。
- ・（副会長）理想の体制と、堺市として現実に決定すべき事項を切り分けて整理し、共通認識を持っておきたい。
- ・（事務局）現状を踏まえて検討を進め、可能な部分から着手し、次回に課題の方向性の整理と枠組みについて進めていきたい。